

令和6年第8回農業委員会総会議事録

開催年月日	令和6年8月26日(月)					
開催場所	白岡市役所4階特別大会議室					
開催時間 及び宣告者	開会	午前	9時00分	議長	進藤 貴一	
	閉会	午前	9時39分	議長	進藤 貴一	
議長	進藤 貴一	臨時議長		仮議長		
委員 出席 状況	農業委員			推進委員		
	席次番号	氏名	出欠	席次番号	氏名	出欠
	1	関山 功一	出席	1	齋藤 光則	欠席
	2	岡安 広	出席	2	賀嶋 功	欠席
	3	中村 信明	出席	4	渡邊 明子	出席
	4	進藤 貴一	出席	5	小林 一夫	出席
	5	町田 一二	出席	6	千葉 佳織	出席
	6	八木 澤君子	出席	7	安野 和好	出席
	7	江原 健治	出席	8	清水 清	出席
	8	神田 潔	出席	9	今泉 志江	出席
	9	吉田 敏雄	出席			
	10	齋藤 美佐夫	出席			
	11	大山 峰夫	出席			
	12	大橋 進	出席			
	13	江口 泰夫	出席		出席者	20名
14	山下 幸一	出席		欠席者	2名	
議事参与制限 を受ける委員		会長からの 出席要請者		農政課		
事務局	事務局長	細井 勝己		主幹	水野 慶之助	
	主査	塩村 孝太郎		主事	大原 康平	
	主事	菊地 広基				
説明員	事務局長	細井 勝己		主査	塩村 孝太郎	
	主任	清水 一貴		主事	大原 康平	
	主事	菊地 広基				
会議次第	別添のとおり		配布資料		別添のとおり	

審議事項

- (1) 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- (2) 農地利用最適化推進委員の委嘱について

協議報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	<p>それでは、おはようございます。定刻となりましたので、ただ今から、令和6年第8回農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>はじめに、進藤会長からごあいさつをお願いいたします。</p>
会長	<p>あいさつ（省略）</p>
局長	<p>本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>なお、傍聴人に申し上げます。お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。</p>
局長	<p>現在、出席者は農業委員14名、推進委員6名でございます。こののちは、農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【開会 午前9時00分】</p>
議長	<p>現在出席委員14名であり定足数に達しておりますので、これから第8回総会を開会いたします。議事録署名委員に八木澤委員、江原委員を指名いたします。</p>
<p>日程第1 議案第24号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について</p>	
議長	<p>日程第1 議案第24号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>本案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。農政課職員から内容説明をいたさせます。</p>
農政課	<p>今回、農用地区域からの除外につきまして、令和6年6月3日から14日までの2週間を以て受付しましたところ、4件の申し出がございました。本日はこの4件につきましてお諮りいただきたいと存じます。</p> <p>委員の皆様には、各案件の資料を事前に配布しております。本議案につきましては、こちらの資料を基に説明いたします。</p> <p>除外を行う際の審査内容について御説明いたします。2ページを御覧ください。除外を行うには、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に定められた6つの要件を全て満たす必要があります。</p> <p>第1号、除外する理由が必要かつ適当であって、他に代わりとなる土地がないこと。</p> <p>第2号、農業経営基盤強化促進法により、定める地域計画の策定に支障がないこと。</p> <p>なお、本市には現在、地域計画で定められた区域は無いため、本号が問題となることはありません。</p> <p>第3号、農地の集団化や効率的な農作業に支障がないこと。</p> <p>第4号、認定農業者の農地利用に支障がないこと。</p> <p>第5号、農業用施設の機能に支障を及ぼさないこと。</p> <p>第6号、農業上の公共投資がされている場合、工事完了後8年が経過していること。</p>

議長 説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

[質疑等なしという声あり]

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。本案につきましては、やむを得ないものと認め、市へ回答することで御異議ございませんか。

[異議なしという声あり]

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第24号については、原案のとおり決定します。

日程第2 議案第25号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議長 日程第2 議案第25号 農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。

事務局 議案第25号 農地利用最適化推進委員の委嘱についてでございます。
事前にお配りしております、右上に「参考資料」と記載のある資料を御覧ください。資料に記載してあるとおり、委嘱の要件としては、大きくア、イ、ウの3つで分かれています。

ア 農業委員会法第8条第4項に該当しないこと。

破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者、もしくは、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの者、となりますが、こちらについては、事務局にて事前に問題がないことを確認しています。

イ 農業委員と兼務することはできない。

こちらは、現状該当しないことは皆様も御存知かと思えます。

ウ 農業委員会法第17条第1項に該当するものであること。

こちらにつきましては、農地等の利用の最適化の推進に熱意と見識を有するものであること、となっております。

以上の3要件について、それらについては要件を満たしていると事務局は考えております。この後は、この方を委嘱とするか否かを御審議いただくこととなります。

なお、委員の任期につきましては、9月24日を委嘱日とし、令和8年7月19日までとなります。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終了しました。農業委員の皆様におかれましては、農業委員会等に関する法律第27条に基づき総会への出席をお願いしているところですが、本案には、委員に関する事項も含まれておりますことから、議事の公正を確保するため、◎◎農業委員におかれましては一時退室をお願いいたします。

[◎◎農業委員、一時退室]

議長 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

<p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>[質疑等なしという声あり]</p> <p>質疑なしと認めます。 お諮りします。農地利用最適化推進委員につきましては、本案のとおり委嘱することで、御異議ございませんか。</p> <p>[異議なしという声あり]</p> <p>異議なしと認めます。よって本案のとおり委嘱します。◎◎農業委員は入室してください。</p> <p>[◎◎農業委員、入室]</p> <p>引き続き協議報告会を開催いたします。</p>
<p><u>協議報告事項 1 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分</u></p>	
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>協議報告事項 1 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分についてを事務局から内容説明いたさせます。</p> <p>協議報告事項 1 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分についてでございますが、今回報告は 4 件でございます。 総会資料の 4 ページから 5 ページ目を御覧願います。 現地案内図は 1 ページから 4 ページ目になります。 番号 1 から 4 につきましては、全て住宅敷のための転用になります。 簡単ですが、説明は以上でございます。</p> <p>説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p>[質疑等なしという声あり]</p> <p>質疑なしと認めます。</p>
<p><u>協議報告事項 2 その他について</u></p>	
<p>事務局</p>	<p>協議報告事項 2 その他についてでございますが、本日お配りしております『農地定例パトロール予定表』を御覧ください。令和 6 年 10 月からの農地パトロール予定表を作成いたしました。農地パトロールを行う日程・グループ分けについて、御確認していただきますようお願いいたします。</p> <p>農地パトロールは、違反転用現場や農地改良の申請があった現場など、農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんのグループで概ね月 2 回のペースで現地確認をお願いしており、農業委員会が常に監視していることを業者や地権者に意識付けるために実施しております。</p> <p>行先は、現地確認当日、市役所に集まっていたいただいた際などに、事務局が御案内いたします。基本的には、実施日当日の午後 2 時に事務局に集合となります。</p> <p>なお、毎月の総会の最後に、翌月のパトロールの日程を御案内しておりますので、</p>

グループのメンバーと割り振られた週の範囲で日程調整をお願いいたします。

来月の農地パトロールの日程ですが、9月3日（火）は齋藤委員、八木澤委員、日勝地区推進委員、9月17日（火）は江原委員、大橋委員、篠津地区推進委員、となりますので、必要に応じて日程変更をお願いします。

また、日程変更を行った場合は、事務局まで連絡をお願いします。

続きまして、遊休農地等現地調査について御説明させていただきます。

平成21年12月の農地法改正により、遊休農地に対する法整備が強化され、また、平成28年4月の農業委員会法の改正により、農業委員及び農地利用最適化推進委員が農地利用の最適化に向けた活動をすることが明確化されたことにより、農地の適正管理等の指導を行う役割も強化されております。

つきましては、農地管理の一環として、制度に基づき、毎年遊休農地調査を実施しています。今年度についても、委員の皆様にご調査をお願いいたします。

調査方法を御説明いたします。本日配布しております市全体図、カラー刷りの調査方法参考資料、航空写真、白地図を御覧ください。

航空写真の重なるような白地図を用意しました。図の赤く塗られているところが、昨年度の調査において荒廃農地と判断したところになります。

赤く塗りつぶされた部分について現地を御確認いただき、荒廃した状態であれば、荒廃の状況に応じて「A」もしくは「B」と白地図に記入してください。解消されていたら「耕作」や「耕」と白地図に記入してください。

「A」と「B」の判断基準についてですが、

- 草刈り等により直ちに耕作することが可能な農地の場合には「A」
- 草刈り等では直ちに耕作できないが、木の伐採や伐根・重機を入れるなどの基盤整備事業を実施することにより再生が可能な農地の場合には「B」と記入してください。

カラー刷りの調査方法参考資料を用意させていただきましたので、こちらを参考に調査を実施して下さるようお願いいたします。

この調査に基づき、所有者に意識調査を送付しますので、今、印がついているところが間違っていたら訂正し、正しいところに色を付けていただければと思います。

続きまして、担当地区について説明いたします。

全域を22人で確認いただくように区切っております。なるべくお住まいの近くで、昨年調査を行った区域になるよう調整いたしましたが、委員の辞職があったため、変更となっている場合がありますので、御了承いただければと思います。

なお、委員さん同士で調査地区を交換することも可能ですが、委員さんの方で調整していただく形となりますので、交換した際は、提出書類にどの地図番号を誰と交換したか分かるように記載していただくようお願いいたします。

調査結果につきましては、次回総会日の9月24日（火）までに事務局まで御提出いただくようお願いいたします。

調査方法に関して疑問等がありましたら、農業委員会まで御相談くださるよう、よろしくをお願いいたします。

また、今年度は埼玉県から依頼があり、就農に必要となる初期投資の負担軽減を図

事務局

るため、県内に所在する遊休状態の農業用施設に関する情報を集約し、県・市町村及び農林公社で情報を共有し、新規就農者による当該施設の有効活用に繋げるための調査を遊休農地等現地調査と同時に実施していただくよう依頼がありました。

つきましては、別紙のとおり調査様式を配布いたしますので、遊休状態の農業用施設を発見した場合は、様式に記入いただくようお願いいたします。

それでは、具体的な記入方法ですが、本日お配りした資料を元に御説明いたします。「令和6年度 遊休農地等現地調査について」の御確認をお願いいたします。

「遊休状態の農業用施設」と思われる施設があった場合、白地図上にその場所を記入いただくのですが、本日、別紙の調査様式をお配りしております、具体的にどの項目に何を記入するのかを御説明いたします。

それぞれ①から⑦まで番号が振られておりまして、①列に通し番号と対応するように、白地図上にその場所に「①、②、…」と番号を記入していただき、その番号と対応する農業用施設の情報を記載していただく形になります。

②列につきましては、ビニールハウスの場合のみとなっております、単棟か連棟に○を記入していただきます。

③列につきましては、こちらもビニールハウスの場合のみとなっております、パイプ、鉄骨、その他のどれかに○を記入してください。

④列につきましては、ガラスハウスの場合のみ、基本的に、ビニールハウスの場合は②と③、ガラスハウスの場合は④のみとなっております。④の場合は単棟か連棟に○を記入していただきます。

⑤列につきましては、おおよその数字で構いませんので、どの程度の大きさなのか確認できる範囲で記入をお願いいたします。

⑥列につきましては、ハウス及びその内部の状態について、分かる範囲で結構ですので、可能な限り御記入いただければと思います。

⑦列につきましては、遊休状態の農業用施設が調査対象となっておりますが、それ以前に何を作ったのか、また、何か特記事項等がありましたら記入いただければと思います。

以上、簡単に説明させていただきましたが、何かありましたら、事務局まで御連絡ください。可能な限りで結構ですので、御記入いただければと思います。

続きまして、農業委員会活動記録の提出についてでございます。皆様の御協力ありがとうございました。今回お預かりしました活動記録につきましては、来月の総会資料送付時に返却させていただきます。

最後に、来月の総会についてでございますが、9月24日（火）の午前9時から予定しています。議事録署名委員の八木澤委員、江原委員の両委員は来月署名をお願いいたします。

以上で、協議報告事項2 その他の説明を終わります。

議長

内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。

委員

今日の総会の内容とは異なりますが、○○○○○○の関係で、道路西側については○○○を建てる計画だと思っておりますが、その進捗状況についてお伺いしたいです。準備等もあるので、まだ出来ていないようですが、6月頃から計画が動き出すと聞いたの

委員 れることが多く、何を耕作するのかということもありますし、風向きが変わってくると洗濯物に関する苦情もあるのでお願いします。

事務局 もう間もなく工事完了との報告は聞いていますので、そろそろ進展があるとは思いますが。

議長 他に何かございますか。よろしいですか。

[質疑等なしという声あり]

議長 ありがとうございました。
以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。

[終了 午前9時39分]